

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十二号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県職員に対する退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年十一月奈良県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表アの表第一号区分の項第二号を次のように改める。

二 削除

別表アの表第二号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表アの表第三号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表アの表第四号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表アの表第五号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表アの表第六号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表アの表第七号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第一号区分の項第二号を次のように改める。

二 削除

別表イの表第一号区分の項第二号の二を削る。

別表イの表第二号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第二号区分の項第三号の二を削る。

別表イの表第三号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第三号区分の項第三号の二を削る。

別表イの表第四号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第四号区分の項第三号の二を削る。

別表イの表第五号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第五号区分の項第三号の二を削る。

別表イの表第六号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第六号区分の項第三号の二を削る。

別表イの表第七号区分の項第三号を次のように改める。

三 削除

別表イの表第七号区分の項第三号の二を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。